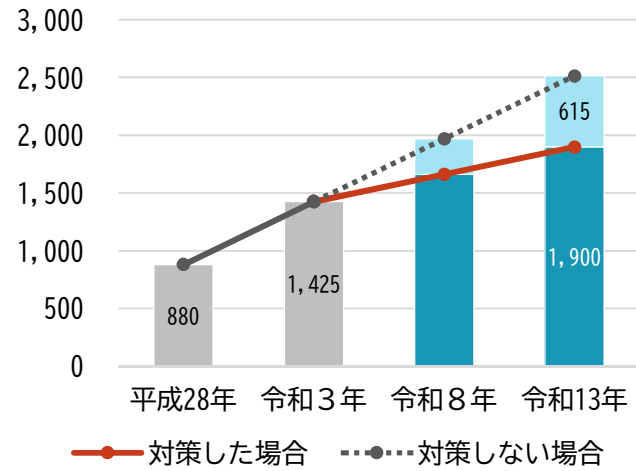


3. 目的

空家等対策を総合的かつ計画的に実施することにより、良好な生活環境を維持するとともに、まちが抱える課題を解消し、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを実現する。

4. 目標

安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等様々な問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等を減らすことはもとより、その発生を予防し、空家等の増加を抑制する。



	令和3年 (現状)	令和13年 (目標値)
空家等の件数	1,425	1,900以下

5. 課題

本市の空家等対策では、現状を踏まえ、空家等の段階ごとに課題を設定し、課題に応じた取組を推進します。

- 空家等となる前の段階**
 - 1 空家等の発生抑制**

空家等の発生は、地域活性化の妨げとなるだけでなく、適切に管理されない空家等の増加につながり、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、それを予防することが大切です。
- 空家等となった段階**
 - 2 空家等の活用促進**

空家等は、使用されない状態が継続されるほど、適切に管理されない空家等となるリスクが高まります。管理不全の空家等となる前に、活用を働きかける必要があります。
- 管理不全の空家等となった段階**
 - 3 空家等の管理不全解消**

適切に管理されない空家等は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等様々な問題を発生させるおそれがあるため、管理不全の状態を解消することにより、問題の発生防止や解決を図ります。
- 跡地となった段階**
 - 4 跡地の活用促進**

跡地となった段階まで含めた対策を行うことで、活用が困難な空家等の解決が期待できます。

6. 基本方針

快適な生活環境を保全し、災害に強いまちづくりを目指すとともに、地域活性化を図るため、庁内での連携はもとより、市、空家等の所有者等、市民等が協働することによって、空家等対策を効果的かつ効率的に実施する。

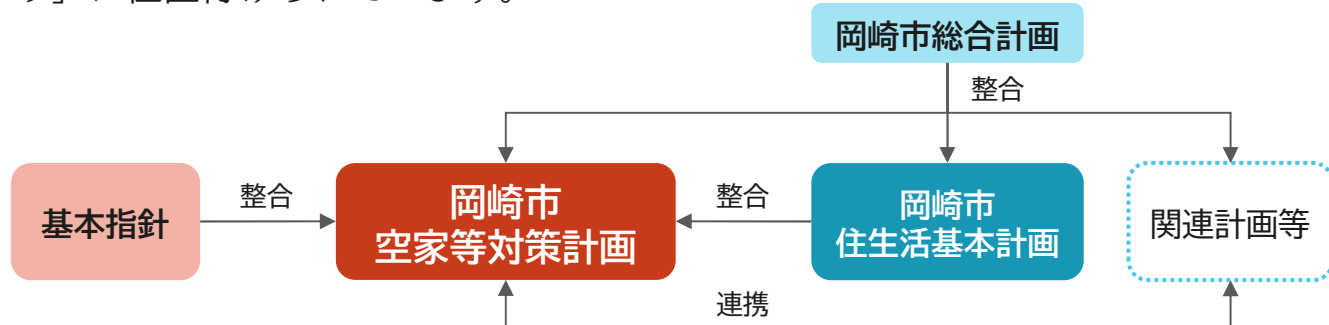
7. 主な取組

※ 新規の取組は赤字で表記

- 1 空家等の発生抑制に関する取組**
 - 啓発** 啓発セミナー・相談会の開催、**啓発動画の作成・配信** など
 - 相談対応** 協定締結団体と連携した相談窓口の設置
 - 達成指標** 空き家対策セミナー・相談会と出前講座の参加人数 **年間100人以上**
- 2 空家等の活用促進に関する取組**
 - 流通促進** 空き家バンクの運営、**流通促進プラットフォームの構築** など
 - 支援** **活用に関する補助**、地域活性化のための活用 など
 - 啓発** 啓発セミナー・相談会の開催
 - 相談対応** 協定締結団体と連携した相談体制の構築 など
 - 庁内連携** **中山間地域における活用**、**市街化調整区域における活用** など
 - 達成指標** 空き家バンクの申込件数 **年間10件以上**
- 3 空家等の管理不全解消に関する取組**
 - 空家法令** 管理不全の空家等への対応、特定空家等に対する措置 など
 - 支援** 建築物の除却に関する補助、管理代行サービスの紹介
 - 啓発** **一斉通知**、**地域との連携**
 - 相談対応** 協定締結団体と連携した相談体制の構築
 - 庁内連携** 関係法令に基づく対応
 - 達成指標** 特定空家等及び特定空家等候補の件数 **156件以下**
- 4 跡地の活用促進に関する取組**
 - 流通促進** **無接道等敷地の活用に関する補助**、**事業者提案制度** など
 - 達成指標** 居住誘導区域における無接道等敷地の活用件数 **累計20件以上**

8. 位置付け

本計画は、空家法第6条第1項に基づき、基本指針に即して定めるものであり、「岡崎市総合計画」においては、分野別指針「暮らしを支える都市づくり」に位置付けられています。



9. 対象

区域 市域全域

空き家 空家法第2条第1項に規定する「空家等」
空家条例第2条第2号に規定する「法定外空家等」

10. 期間

令和5年度から令和14年度までの10年間

今後の社会経済情勢や国の動向などを踏まえ、おおむね5年後を目安に各事業の進捗等を評価し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

11. 実施体制

庁内連携 本市では、都市政策部住環境整備課が中心となり、「空家等対策調整会議」の設置など、関係部局と連携する体制を構築し、空家等問題の早期の解決を目指します。

協議会 空家法第7条第1項に基づき、「岡崎市空家等対策協議会」を設置し、外部からの意見や考え方を取り入れ、より効率的かつ効果的な空家等対策の推進を図ります。

協定締結 空家等問題は、多岐にわたる上、専門的な内容も多くあるため、専門団体等と連携して事業を行うほか、必要に応じて協定を締結します。

都市政策部住環境整備課
空家対策係

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
電話 0564-23-6024 FAX 0564-23-7528
メール jukankyo@city.okazaki.lg.jp

岡崎市空家等対策計画 概要版

令和5年3月

1. 背景

近年、人口減少や高齢化・少子化の進行による社会構造やニーズの変化に伴い、空き家が年々増加しています。空き家の中には、適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。

平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）では、空家等の所有者等が適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、市町村が、地域の実情に応じた空家等に関する対策の実施主体として位置付けられています。

この度、計画期間の満了に伴い、総合的な空家等対策を一層推進するため、本計画を改定します。

平成29年8月 岡崎市空家等対策計画 策定

令和2年7月 岡崎市空家等対策の推進に関する条例（以下「空家条例」という。） 施行

令和3年6月 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。） 改正

2. 現状

本市では、平成28年度と令和3年度に空家等の実態調査を行い、市内の空家等の件数を把握しました。

	平成28年 (策定時)	令和3年 (現状)
空家等の件数	880	1,425

◆危険度・迷惑度別の件数（令和3年）

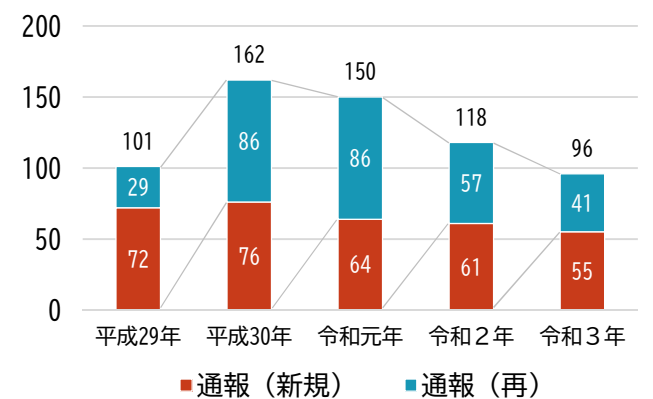
		迷惑度				
		小	中	大	特大	
危険度	小	0	456	287	50	1
	中	1	147	196	55	2
	大	2	28	91	35	2
	特大	3	5	39	25	6

■ 特定空家等又は特定空家等候補 156件
(周辺への影響が小さい78件を除く。)

◆行政による対応が困難な空家等

理由	件数
相続人不存在・所有者等の居所不明	14
相続人多数等	8
無接道等	212
土砂災害等のおそれ	90

◆市民等からの通報件数（年度別）



空家等の中には、行政による対応が困難なものがあり、解決が見込めず放置される空家等は、年々増加しています。